

平成18年度第2回沼津市国民保護協議会

議 事 録

日 時 平成18年8月23日（水）午後2時00分から午後3時00分まで
場 所 沼津市役所 3階 委員会室
出席者 会長及び委員合計30名のうち28名が出席

（開始時刻 午後2時00分）

市 長 挨拶

みなさん、こんにちは。

各委員の皆様には、ご多忙の中お集まりいただき、国民保護協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

前回からの経緯でございますが、5月29日に開催いたしました第1回協議会において、市国民保護計画作成に当たっての基本的考え方、構成などについてご了承いただきました。その後、沼津市国民保護計画策定委員会及び同幹事会を開催し、市計画（案）をとりまとめました。

皆様には、この計画（案）を事前に送らせていただき、ご意見をいただいております。

そのご意見を基に、本日ご審議をいただくわけでございますが、海外に目を向けますと、各地でテロが発生しております。北朝鮮のミサイル発射実験等もございまして、いつ国内でこれらの事態が発生しないとも限りません。

これらの事態にも適切に対応できるよう、市国民保護計画をまとめてまいりたいと思いますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議 事

諮問事項

沼津市国民保護計画（案）について

＜川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

今回、取りまとめました沼津市国民保護計画（案）をご説明いたします。
皆様には、事前に資料を送らせていただき、ご意見を頂戴いたしております。

それでは、沼津市国民保護計画（案）の修正についてご説明する前に、経過をご説明したいと思いますので、「沼津市国民保護計画の作成経過及び今後の予定」をご覧ください。

沼津市国民保護計画の作成につきましては、5月29日開催の第1回国民保護協議会において、市計画作成に当たっての基本的な考え方、計画の構成等について諮問し、皆様方のご了承をいただき、具体的な市計画の作成に着手させていただきました。

事務局で市計画（案）について、静岡県が示しました「静岡県版市町国民保護モデル計画」を参考に、沼津市国民保護計画策定委員会で市計画（案）としてまとめたところであります。

この市計画（案）につきましては、7月下旬に沼津市国民保護協議会の委員の皆様へ送らせていただき、ご意見をいただいたところであります。

本日は、皆様からいただいたご意見を参考に必要な修正を加えてまいりたいと考えております。よろしくご協議のほどお願いいたします。

次に、資料「沼津市国民保護計画（案）からの修正内容」をご覧ください。

修正内容の左側は、皆様へ送らせていただいております沼津市国民保護計画（案）であります。右側が、皆様からいただいたご意見を基にした修正（案）であります。

1頁をお開きいただきたいと思います。

語句等の訂正でございます。2頁の3市国民保護計画の見直し、変更手続きの（2）市国民保護計画の変更手続きの本文中の「知事に協議」を「知事と協議」とするものであります。これは、静岡新聞社・静岡放送の篠原委員から、沼津市の計画として、市を主体に考えますと、「知事と協議」とした方が自然であるとのご意見から修正するものです。

その下の17頁の2職員の参集基準等（4）職員への連絡手段の確保ですが、いくら普及したからとはいえ、全職員が携帯電話を所持しているわけではござ

いませんので、「携行に努めるものとする。」という表現で、県に照会しておりましたが、県との事前協議で、より積極的な表現とするよう指示がありましたので、「連絡手段を確保する。」と修正したいと思います。

4 2 頁の 4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託（1）他の市町長等への応援の要求の A でございますが、第一順位といたしましては市長でありますことから、計画上は矛盾しないと思われませんが、国民保護法第 17 条には、「市町村長等」と表記され、「市長等」とする方が妥当であると考えられますので修正するものであります。

次に 2 頁をお開きください。

同じくイも同様に、「市長等」とするほうが妥当であると考えられますので修正するものであります。

4 3 頁の 9 住民への協力要請については、協力要請は、住民に限定するものではないため、「等」をつけるものであります。

5 2 頁の（3）武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難の A、弾道ミサイルによる攻撃の場合の本文中、「航空機による急襲的に航空攻撃が行われる場合についても」とありますが、「航空機による急襲的な航空攻撃」としたらいかがかとの篠原委員のご意見により修正するものであります。

6 0 頁の 3 安否情報の照会に対する回答（1）安否情報の照会の受付 A におきましては、「住民からの安否情報の照会」とありますが、安否情報の照会は住民だけではなく、住民の関係者からの照会も予想されるため、「等」を挿入し、修正するものであります。

次に 3 頁をお開きください。

3 1 頁 6 生活関連等施設の把握等についてであります。当初の沼津市国民保護計画（案）には、沼津市に無い施設にあっては削除してはいたものであります。静岡県との事前協議において、生活関連等施設の各項目にあっては、「基本的には定義として①の発電所、変電所から②の毒性物質取扱所まで全て記載することと考えている。」との通知があり、静岡県市町国民保護モデル計画に合わせ修正するものであります。

次に 4 頁をお開きください。

7 7 頁 2 公共的施設の応急復旧であります。市の管理する施設には、工業用水道施設が無いため、「工業用水道施設」の記述を削除し修正するものであります。

次に 5 頁をお開きください。

4 要援護者等に係る訂正であります。一般市民がこの計画を見た場合、子

どもの視点が少ないのではないか。」との教育長の工藤委員のご意見から、現計画（案）の本文中、4頁の（7）高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施、50頁の（3）避難実施要領の策定の際における考慮事項の力及び次の6頁、56頁の（3）救護に当たっての留意事項のア収容施設の供与に、災害弱者である「子ども、乳幼児」の語句を挿入し修正するものであります。

また、一枚前の5頁の29頁1避難に関する基本的事項（5）学校や事業所との連携の本文中、事業所単位、各事業所とありますが、表題との連携となっているため、「学校」の語句を挿入し、修正するものであります。

次に7頁をお開きください。

5自衛隊における機関名称変更に係る訂正であります。これは、陸上自衛隊の村松委員から、本年8月1日に「地方連絡部長」が「地方協力本部長」に機関名変更された旨の連絡があり、修正するものであります。

次に8頁をお開きください。

6海上保安部に係る記述の訂正であります。

8頁の上部に記述してありますが、「海上保安部等の等は、保安署を指しているが、御前崎市にある御前崎海上保安署が直接沼津市と協力体制を構築することはなく、清水海上保安部がその任を担っていることから、海上保安部の記述を修正する。」と清水海上保安部の武留井委員からご意見がありましたので修正するものであります。

まず、29頁の2避難実施要領パターンの中の本文中、括弧書きの「海上保安部等」の「等」の削除であります。

同じく、39頁の2現地調整所（1）本文中、括弧書きの「海上保安部等」の「等」の削除であります。その下の現地調整所の図の中の「海上保安部等」の「等」も同様に削除するものであります。

次に、9頁をお開きください。

50頁の（5）避難実施要領の内容の伝達等の本文中、前後の状況から、「海上保安部」に「長」を挿入し、「海上保安部長」とし、「その他の関係機関」も同様に、「の長」を挿入し、「その他の関係機関の長」と修正するものであります。

51頁の（6）市長からの関係機関への避難実施要領の流れの図ですが、「警察署・海上保安部等」とありますが、先ほどの50頁の（5）を受けて、「警察署長・海上保安部長等」と修正するものであります。この部分におきましては、沼津警察署の鈴木委員からもご意見をいただいております。

53頁の（6）避難誘導を行う関係機関との連携の本文中、「海上保安部長等」

の「等」を削除するものであります。

次に、10頁をお開きください。

57頁のエ被災者の捜索及び救出、オ埋葬及び火葬、ケ死体の捜索及び処理の各本文中の「海上保安部等」の「等」を削除するものであります。

63頁の(3)市が管理する施設の安全の確保の本文中、「海上保安部長等」の「長等」を削除し修正するものです。

64頁の(3)関係機関との連携の本文中、「海上保安部等」の「等」を削除し、修正するものです。

次に、11頁をお開きください。

67頁の(3)安全の確保のア及びイの本文中、「海上保安部等」の「等」を削除し、修正するものであります。

68頁の(2)警戒区域設定に伴う措置等のアの本文中も同様に、「海上保安部等」の「等」を削除し、修正するものであります。

次の12頁をお開きください。

同じく68頁のウの本文中も同様に、「海上保安部等」の「等」を削除し、修正するものであります。

70頁の(8)安全の確保のイの本文中も同様に、「海上保安部等」の「等」を削除し、修正するものであります。

71頁、第8章の被災情報の収集及び報告の(2)の本文中も同様に「海上保安部等」の「等」を削除し、修正するものであります。

最後の13頁につきましては、沼津市国民保護計画(案)の53頁の(6)避難誘導を行う関係機関との連携の本文中、「警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)」とありますので、67頁の(2)退避の指示に伴う措置のイ及び68頁の(2)警戒区域設定に伴う措置等のエの本文中、「警察官、海上保安官又は自衛官」を「警察官等」に変更し、修正するものであります。

本日の修正(案)には、ございませんが、第1編第5章の市国民保護計画が対象とする事態の本文中に記載されている事項で、「沼津市に所在しない施設、例えばダム、石油コンビナート、原子力発電所などは削除した方がよいのではないか。」とのご意見もありました。事務局もそのように考え、県と事前協議をしてまいりましたが、「この第1編においては、武力攻撃事態、緊急対処事態の定義の部分であるため、静岡県版市町国民保護モデル計画の記述のままで、県下統一する。」ということでございましたので、ご了承いただきたいと思います。

また、「安否情報の収集等で、個人情報との関係で、強制力が必要とならないか。」とのご意見もございましたが、避難所等へ住民が避難した場合、避難所の情報として氏名等を記入していただきますが、その際には、記入した情報を、安否情報として公開してよいかとの意思を確認することになります。情報の公開は、あくまでも任意のものであり、強制力を行使する性格のものではありませんので、ご了解いただきたいと思います。

計画（案）の54頁の（15）避難住民の運送の求め等があります。この求めに応じない業者は、県対策本部長に通知するとありますが、「罰則は必要か」とのご意見もありました。避難住民の運送の求めについては、国民保護法の第71条に求めることができるとされております。都道府県知事は、避難の指示を行うに当たって、主要な避難の経路や避難のための交通手段などを示す主体であること、市町村長については避難住民の誘導を行う主体であることから、避難住民の運送を求める権限を与えられておりますが、罰則規定はありません。

よって、市町の国民保護計画に罰則規定を設けることはできませんので、ご了解いただきたいと思います。

最後に、今後の予定といたしましては、本年11月又は12月頃に第3回国民保護協議会を開催し、県知事との協議を経て、年度内に本計画の作成をしてまいりたいと考えております。

よろしくご検討くださいますようお願いいたします。

質疑応答

（委員）

質問というよりは要望ですが、国民保護計画と、防災計画を対比させて、分かり易い表現で市民に示したほうが良いと思う。

（会長 齋藤衛 沼津市長）

ありがとうございます。

この件について、事務局からコメントはありますか。

（事務局 防災地震課）

本会議の会議録等もホームページに載せますので、分かり易い表現で掲載したいと思います。

(委 員)

実際に活動する消防団員や市民に、国民保護計画の内容を知らしめることが大事だと思うので、広報をできるだけわかりやすくお願いしたい。

(会長 齋藤衛 沼津市長)

ありがとうございます。

この件について、事務局からコメントはありますか。

(事務局 防災地震課)

委員のおっしゃるとおり、分りやすく市民に広報する必要性を感じております。また、消防団の皆様には、この計画において重要な役割をお願いしますので、計画をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと考えております。

(委 員)

赤十字の行うことが随所にあり、今後、消防と連携を密にして、対応していきたいと思う。

(会長 齋藤衛 沼津市長)

ありがとうございます。

(事務局 防災地震課)

消防といたしましても、連携を密にしてまいりたいと考えております。

(委 員)

個人情報保護との兼ね合いから、安否情報の報道ができるか、また、どの程度の情報を発表できるか。

(会長 齋藤衛 沼津市長)

ありがとうございます。

この件について、事務局からコメントはありますか。

(事務局 防災地震課)

静岡県国民保護協議会においても、議論となったと聞いておりますので、調査してお知らせいたします。

(会長 齋藤衛 沼津市長)

この件につきましては、第3回の協議会で報告させていただきます。

その他に、ご意見はございませんか。

それでは、皆様からいただいたご意見を参考に、修正をしていきたいと思っております。

報告事項

全国瞬時警報システム（J-Alert）について

「武力攻撃テロなどから身を守るために」（内閣官房作成冊子）について

＜川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

「全国瞬時警報システム（J-Alert）について」をご覧くださいと思います。

全国瞬時警報システムについてご説明いたします。

こちらの全国瞬時警報システム、いわゆるJ-Alertと呼ばれておりますものですが、国民保護だけでなく、地震などの自然災害においても、情報を如何に早く、的確に伝達するかが、住民の生命、身体、財産等を守る上で、特に重要と考えております。

この全国瞬時警報システムは、現在、消防庁が検討をしているものでありまして、平成17年度に、静岡県及び吉田町に整備されました。そして通信状況の確認を行う実証実験を行っているところであります。

システムの概要であります。従来、原則として国が警報を発令した場合には、県及び市町村を経由して住民に伝えていくわけではありますが、伝達にかなりの時間を要しているのが現状であります。

しかし、このシステムは、ミサイルの発射などの武力攻撃事態や地震による津波警報などの即時対応が必要な情報について、国から県に伝達するとともに、直接、市の防災行政無線を起動し、スピーカーにより放送することにより、全住民に瞬時、かつ、一斉に伝達するシステムとなります。

本市にシステムの受信装置が配置されれば、国民保護に限らず、地震に伴う津波警報の伝達などにおいて、大いに効果があるものと考えておりますが、現状の防災行政無線同報系では導入できません。無線の戸田地区との統合をとらえ、完全デジタル化される時期に導入を検討したいと考えております。

来年度以降の整備計画につきましては、現在消防庁等において検討されていると聞いております。

次に、「武力攻撃テロなどから身を守るために」をご覧ください。

武力攻撃やテロなどから身を守るためにということで、この冊子は内閣官房において作成したものであります。内容につきましては、警報が発令された場合などにおける市民の具体的な行動、いわゆるNBC攻撃の場合における留意すべき内容、あるいは怪我などに対する応急措置のほか、国民の保護のための仕組み等について、分かり易く記載しておりますので、今後の事務の参考としていただきたいと思います。

なお、市といたしましても、県で作成すると聞いております国民保護の内容を盛り込んだパンフレット等を活用して、啓発に努めていきたいと考えております。以上です。

質疑応答：なし

＜会長 齋藤衛 沼津市長＞

以上で本日の議題は、無事に終了いたしました。

委員の皆様方には、進行にご協力賜りましたことを改めまして厚くお礼申し上げます。

沼津市国民保護計画の作成は、第3回協議会に向けまして、もう1回事務局に持ち帰りまして検討し、皆様方にお諮りするということにしたいと考えておりますので、是非よろしくご協力をいただきたいと思います。

ありがとうございました。

(議事終了 午後3時00分)